

令和4年度第28号議案

令和4年度第7回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区個人情報の保護に関する法律
施行条例施行規則等の制定等について」

主管課：総務部総務課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 3 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則等の制定等について

2 諮問理由

江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則等を制定等することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当し、江戸川区情報公開条例施行規則の一部を改正することが、審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号に規定する情報公開制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

総務部総務課



22 総総送第 818 号
令和 5 年 3 月 7 日

総 務 部 長 殿

総 務 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則等の制定等について

2 諮問理由

江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（以下「規則」という。）等を制定等することが、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例（以下「審査会条例」という。）第 3 条第 1 項第 5 号に規定する個人情報保護制度の運営に関する重要事項に該当し、江戸川区情報公開条例施行規則の一部を改正することが、審査会条例第 3 条第 1 項第 4 号に規定する情報公開制度の運営に関する重要事項に該当するため

3 実施目的

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の改正（令和 5 年 4 月 1 日施行）により、現行の江戸川区個人情報保護条例施行規則を廃止し、新たに規則を定める。

また、江戸川区個人情報の取扱いに関する管理規程（以下「管理規程」という。）等を策定し、個人情報保護法に基づく個人情報の適正な取扱いを図る。

加えて、規則との整合性を図るため、江戸川区情報公開条例施行規則の一部を改正する。

4 規則等の内容

(1) 規則

規則案は、別添 1 「江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（案）」のとおり

(2) 管理規程

個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のための措置を講ずるに当たり遵守すべき行為及び判断等の基準その他必要な事項を定める。

管理規程の内容は、以下のとおり

別添2「江戸川区個人情報の取扱いに関する管理規程（案）の概要」

別添3「江戸川区個人情報の取扱いに関する管理規程（案）」

(3) 個人情報の取扱いに関するチェックリスト

保有個人情報の外部委託、外部提供及び目的外利用について審査会への諮問に代わり、各主管課においてチェックリストを活用し、個人情報保護法に基づき適正な運用を図るものとする。

チェックリストの内容は、以下のとおり

別添4-1「個人情報の取扱いに関するチェックリスト（外部委託）」

別添4-2「個人情報の取扱いに関するチェックリスト（外部提供）」

別添4-3「個人情報の取扱いに関するチェックリスト（目的外利用）」

(4) 生存しない個人に関する情報の提供に係る取扱要綱(案)

現在、生存しない個人に関する情報(以下「死者情報」という。)については、「死者の個人情報の開示請求に係る取扱要綱」に基づき開示請求に応じているが、個人情報保護法において、死者情報は、開示請求の対象外となることから、同要綱を「生存しない個人に関する情報の提供に係る取扱要綱」と規定し、情報提供で対応する。

要綱案は、別添5「生存しない個人に関する情報の提供に係る取扱要綱新旧対照表(案)」のとおり

(5) 江戸川区情報公開条例施行規則

改正内容は、別添6「江戸川区情報公開条例施行規則の改正点（案）」のとおり

5 実施時期（予定）

令和5年3月 審査会への諮問

4月 規則の施行、管理規程等の運用開始

6 担当部課

総務部総務課